

日南町第7回定例H30年9月7日

平成30年 第7回（定例）日南町議会 会議録（第2日）
平成30年9月7日（金曜日）

議事日程（第2号）

平成30年9月7日 午前9時開議

日程第1	議案第65号	日南町立林業アカデミーの設置及び管理に関する条例の制定について
日程第2	議案第66号	日南町税条例の一部改正について
日程第3	議案第67号	平成30年度日南町一般会計補正予算（第6号）
日程第4	議案第68号	平成30年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第5	議案第69号	平成30年度日南町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第6	議案第70号	平成30年度日南町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第7	報告第2号	平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について
日程第8	議案第71号	平成29年度日南町一般会計決算認定について
日程第9	議案第72号	平成29年度日南町国民健康保険特別会計決算認定について
日程第10	議案第73号	平成29年度日南町簡易水道事業特別会計決算認定について
日程第11	議案第74号	平成29年度日南町農業集落排水事業特別会計決算認定について
日程第12	議案第75号	平成29年度日南町介護保険特別会計決算認定について
日程第13	議案第76号	平成29年度日南町介護サービス事業特別会計決算認定について
日程第14	議案第77号	平成29年度日南町後期高齢者医療特別会計決算認定について
日程第15	議案第78号	平成29年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計決算認定について
日程第16	議案第79号	平成29年度日南町病院事業会計決算認定について
日程第17	発議第6号	鳥取銀行生山支店移転の見直しを求める要望書提出について

本日の会議に付した事件

日程第1	議案第65号	日南町立林業アカデミーの設置及び管理に関する条例の制定について
日程第2	議案第66号	日南町税条例の一部改正について
日程第3	議案第67号	平成30年度日南町一般会計補正予算（第6号）
日程第4	議案第68号	平成30年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第5	議案第69号	平成30年度日南町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第6	議案第70号	平成30年度日南町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第7	報告第2号	平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について
日程第8	議案第71号	平成29年度日南町一般会計決算認定について
日程第9	議案第72号	平成29年度日南町国民健康保険特別会計決算認定について
日程第10	議案第73号	平成29年度日南町簡易水道事業特別会計決算認定について
日程第11	議案第74号	平成29年度日南町農業集落排水事業特別会計決算認定について
日程第12	議案第75号	平成29年度日南町介護保険特別会計決算認定について
日程第13	議案第76号	平成29年度日南町介護サービス事業特別会計決算認定について
日程第14	議案第77号	平成29年度日南町後期高齢者医療特別会計決算認定について
日程第15	議案第78号	平成29年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計決算認定について
日程第16	議案第79号	平成29年度日南町病院事業会計決算認定について
日程第17	発議第6号	鳥取銀行生山支店移転の見直しを求める要望書提出について

出席議員（11名）

2番	山本	芳	昭君	3番	坪	倉	勝	幸
4番	荒	礼	博君	5番	近	藤	仁	志
6番	比	子	子君	7番	久	代	安	敏
8番	大	保	君	9番	足	羽		寛
10番	古	人	君	11番	福	田		稔
12番	村	上	広君					

日南町第7回定例H30年9月7日

欠席議員（なし）

欠 員 (1名)

局長	岩崎昭男	事務局長	花倉順也
町長	増丸實	説明のため出席した者の職氏名	君
教育長	原山延	副町長	明久
企画課長	太雅隆	町務課長	智政
住民課長	幸高	教育課長	君
建設課長		保健課長	君
設計課長		福祉課長	君
代表者		農業委員	君
委員		事務局長	君
		中木安中	英順
		伊梅松	才森
		村下達曾	英千
		田林本	道
			博

午前9時00分開議

○議長（村上 正広君）おはようございます。
 ただいまの出席は１１名であります。定足数に達していますので、第７回日南町議会定例会を再開いたします。
 直ちに本日の会議を開きます。
 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 議案第 65 号

○議長（村上 正広君）タブレットの議案書ファイルをお開きください。２ページから３ページ、日程第１、議案第６５号、日南町立林業アカデミーの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

増原町長。

町長（増原）

議案第65号、日南町立林業アカデミーの設置及び管理に関する条例の制定について。次のおり、日南町立林業アカデミーの設置及び管理に関する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、本会議の議決を求めるものであります。概要といたしましては、来年4月1日に開校する、にちなん中国山地林業アカデミーの設置及び管理について、必要な事項を制定するものであります。内容といたしましては、名称がにちなん中国山地林業アカデミー一、所在地が鳥取県日野郡日南町多里782番地2、具体的には旧多里保育園の場所であり、目的は、本町及び近隣市町村等の豊かな森林資源を活用した林業、木材産業の振興並びに林業の持続的かつ健全な発展を図るため、林業、木材産業等への就業者を育成するとともに、森林及び林業に関する知識及び技術を習得するすぐれた人材を育成するものでございます。

施行期日といたしましては、平成31年4月1日から施行し、ただし、第3条から第5条及び第8条については、公布の日から施行するものとさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（村上 正広君）これより本案に対する質疑を許します。

7番、久代安敏議員。

○議員（七番 久代 安敏君） 林業アカデミーの設管条例ですけれども、先般、8月25日にオープンキャンパスがあつて、私もちょっと参加したけれども、この多里の旧保育園に事務所の中には、施設はいろんな面で十分だったというふうに感じましたけれども、研修棟ですよね、この施設の中にあるアカデミーの研修棟。これには、現地にちよつと私も行って見てないわけですが、現場で、研修棟の中で実習、あるいは座学もあると思いますけれども、その施設が男女、オープンキャンパスにも来ておられましたけれども、そういう環境が十分整っているかという点についてお聞きしておきたいと思ひます。

○議長（村上 正広君）久城農林課長。

○農林課長（久城 隆敏君）このたびの補助事業も有効に使わせていただきまして、いわ

日南町第7回定例H30年9月7日

ゆる環境林の研修棟のトイレ等につきましても若干改修させていただいております。それから天井も全部張って、壁のほうも塗りかえて、十分とはまだ言えませんが、研修棟として使えるような形には改修は終わっております。（「トイレは」と呼ぶ者あり）男女別で使えるようにはしてあります。（発言する者あり）

○議長（村上 正広君）いいですか。

3番、坪倉勝幸議員。

○議員（3番 坪倉 勝幸君）このアカデミーの施設の中で演習林が定めてありますけども、これは、にちなん環境林全てということでしょうか。

○議長（村上 正広君）久城農林課長。

○農林課長（久城 隆敏君）御指摘のとおり、全ての演習林という形になります。ただ、実際に、じゃあ全て、この700ヘクタールからある演習林を使うかということ、そこまで使うことはありませんけども、いわゆる基本的にはそこで伐採の訓練といいますか学習を行ったり、それから林道をつける学習を行ったりというような形で使いたいというふうに考えております。

○議長（村上 正広君）3番、坪倉勝幸議員。

○議員（3番 坪倉 勝幸君）それと、指定管理を想定されておると思いますが、このアカデミー本館、研修棟、演習林全て指定管理に出される予定なんですか。あわせて、指定管理先の予定についても。

○議長（村上 正広君）久城農林課長。

○農林課長（久城 隆敏君）指定管理先といたしましては、日南町産業振興センターを指定管理という形で行いたいというふうに考えております。

あと、全ての施設ということには、じゃあ全て管理できるかといいましたら、正直、環境林につきましては町のほうもかわる必要は当然あるかというふうに思っております。

○議長（村上 正広君）3番、坪倉勝幸議員。

○議員（3番 坪倉 勝幸君）演習林、にちなん環境林を指定管理に出すか出さんかっていうことは非常に大きな問題をはらんでおると思う。いわゆる日南町有林管理計画並びに町有林経営とのかかわりについて、どのように整理をされて進めようと思われてますか。

○議長（村上 正広君）久城農林課長。

○農林課長（久城 隆敏君）御指摘のとおりだというふうに思います。いわゆる産業振興センターで全部管理できるわけではありません。その他につきましては、最終的には町の協議、おかしな表現になるかもしれませんが、いわゆるその他につきまして、演習をする場所、指定をして行うというような形になろうかと思えます。ただ、当初はここに細かく、ほかという形にしておりましたが、県との協議を行う中で、やはりどこかがわからない状況であるのも、全筆で67筆ございますので、いわゆる67筆の指定をしておくべきという指導を受けました。そういったような形でこういう形にはしておりますけども、実際には届け出をするなどの形を行って、演習を行う場所を指定して、その管理を産業振興センターに委託するといいますか、いわゆる指定管理として管理してもらうという形にはなろうかと思えます。

○議長（村上 正広君）3番、坪倉勝幸議員。

○議員（3番 坪倉 勝幸君）県の指導がどうか分かりませんが、ここに演習林を、にちなん環境林をアカデミーの施設として位置づける必要があるかどうかということもあるかと思えます。学校でも課外授業ということで、学校施設でないところで授業をしたり実習をしたりということもあるわけですので、ここの施設に上げなくても、アカデミーの研修の一環として町有林を使う。もちろん農林課なり町長との協議はいずれにしてもあるわけですから、私はここに、施設に上げる必要はないではないかなというふうに思いますが、その辺の設管条例の関係についても、法的なところも説明いただきたいと思えます。

○議長（村上 正広君）久城農林課長。

○農林課長（久城 隆敏君）御指摘の点は理解できるところであります。ただ、今回この林業アカデミー、いわゆる全国的に生徒も募集するという中で、一つの売りとして、日本一の面積を誇る演習林を有しておるアカデミーである、それが668ヘクタールというようにこともぜひPRポイントにしていきたいという思いがございますので、でき得れば、こういったような形で演習林を上げさせていただいたような次第であります。

○議長（村上 正広君）増原町長。

○町長（増原 聡君）私は、今、久城課長のほうが言いましたけど、PRとしては必要

日南町第7回定例H30年9月7日

かもしれませんが、今このところ、ここに条例として指定管理に出すことができるというふうな書いてありますけれども、この部分については出す気はございません。いわゆる指定管理として町が委託するというふうな私は考えを持っておりません。やはり、ただ、実際に今でも、例えばエナジーにちなんや森林組合さんや、いろんな林業業者さんが時々に応じてこの場所を演習として使いたいと、若手のための、使いたいというふうな申請があっておりますので、そのたびに協議をして許可をしております。そういう形でいきたいというふうに思っておりますので、指定管理の、ここに、第8条のほうに、出すことができるというふうにありますけれども、今回も、日南邑や他のところもそうでありまして、全部を出すということではなくて、その中の一部ということはあるというふうに思いますけれども、全体的に町有林の、いわゆる町の持つ環境林の部分を出すということとはちょっと今のところはなかなか、実際出しても管理ができないというふうに思いますし、逆に、今度は町有林の環境林の管理を他の業者に頼むことがなかなかできなくなってくるということになると、逆に町有林、環境林が荒れてくるというふうなことが想定されますので、現在のところ、できるということは書いてありますけれども、出す気としては持っておりません。

○議長（村上 正広君）3番、坪倉勝幸議員。

○議員（3番 坪倉 勝幸君）指定管理は当然部分管理ということもできますので、それはそれでいいと思いますけれども、全国にPRするためにというお話もあったんですけども、それならば、町有林2,000ヘクタールありますよ、研修できますよっていうことをうたったほうが、まだアピール力があるのかなと。私はこのにちなん環境林を施設に本当に入れなければならぬのか、入れなくてもアカデミーの運営できるんじゃないかなと思います。改めて。

○議長（村上 正広君）久城農林課長。

○農林課長（久城 隆敏君）結局、演習林というのは、位置づけだろうというふうに思います。確かに日南町有林を全て演習林という位置づけも可能かと思いますが、一つには、距離的に、もう本当、10数分で行ける場所にちょうどこういったような環境林があったこと、それから、全てそこが認証林であること。とくしま林業アカデミー等に行きますと、いわゆる学校から演習林に行くのに片道3時間というような実態もあります。そういったような中で、そのあたりの環境的にも恵まれた位置にあるということをしてPRする上では、ぜひ、こういったような形で使わせていただければというふうに思うところであります。

○議長（村上 正広君）7番、久代安敏議員。

○議員（7番 久代 安敏君）この設管条例のそもそも論なんです。今の話は。条文の第5条には、施設の管理を指定管理することができる、できる条項なんです。ですから、私は来年度に向かって、新年度、これまではエナジーにちなんは業務委託の事業でしたよ、指定管理に、今始められているオープンキャンパスの時点でも指定管理の条項には入っていないわけですね、既に事業は始まっていますから。来年度、本当に指定管理に出されるのかどうか、これまでどおり業務委託方式でやったほうがベストなのか、その議論をやっぱりきちんとやらないから演習林の話も出てくるのであって、私はあえて、新しく名称も変えられた日南町産業振興センターに指定管理に出される意味が本当にあるのかどうか、そこも含めてしっかり検討されるべきであって、今、設管条例上、指定管理することができるという条項をあえて入れられたことによって、いろいろと質疑が出てきますけれども、町長の基本的な考え方は業務委託なのか、指定管理なのか、きちんとそこをお聞かせください。

○議長（村上 正広君）増原町長。

○町長（増原 聡君）ちょっとこの辺のところについて詳細に詰めていなかったということはおわびをしたいと思いますけれども、先ほども申しましたように、施設につきましては、上の2つにつきましては、当然指定管理である程度自主的に使っていただきたいと思っております。いわゆる演習林としてあるところは、実際には日南町の町有林なり環境林になりますので、これについては指定管理に出すつもりはございません。あくまでも申請をしていただいて、先ほど申しましたように、そこで演習をしていただくというふうな形で使いたい。ただ、PRの中で、町有林があるので、そういうところがある程度使えますよというPRはどんどんしていただければ、町としてもFSCの認証のPRになるというふうに思っておりますので、あわせてその辺についてはしっかり意見を統一してPRをしていきたいというふうに思っております。

○議長（村上 正広君）よろしいですか。

日南町第7回定例H30年9月7日

○議員（7番 久代 安敏君）はい。

○議長（村上 正広君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第65号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、議案第65号の本日の審議は、質疑までにとどめることに決定をいたしました。

日程第2 議案第66号

○議長（村上 正広君）タブレットの4ページ、日程第2、議案第66号、日南町税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

増原町長。

○町長（増原 聡君）議案第66号、日南町税条例の一部改正について。次のとおり、日南町税条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものであります。

概要といたしましては、特定非営利法人、いわゆるNPO十人十色が寄附金税額控除の対象として指定されたため、町条例にも同法人を追加するものでございます。この十人十色は、鳥取県東部のいわゆる福祉系のNPOというふうに聞いております。内容といたしましては、個人町県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金に特定非営利法人十人十色に対して支出された寄附金を加えるものでございます。

施行期日は公布の日からでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村上 正広君）これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第66号は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、議案第66号の本日の審議は、質疑までにとどめることに決定をいたしました。

日程第3 議案第67号 から 日程第6 議案第70号

○議長（村上 正広君）タブレット5ページから、日程第3、議案第67号、平成30年度日南町一般会計補正予算（第6号）、日程第4、議案第68号、平成30年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第5、議案第69号、平成30年度日南町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第6、議案第70号、平成30年度日南町介護保険特別会計補正予算（第2号）、以上、平成30年度補正予算関係4議案を一括議題といたします。

各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

増原町長。

○町長（増原 聡君）議案第67号、平成30年度日南町一般会計補正予算（第6号）。歳入歳出予算の補正でございます。第1条といたしまして、歳入歳出にそれぞれ226万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億5,653万9,000円とするものでございます。また、地方債の補正もございますので、見ていただければというふうに思っております。

主な補正の内容でございますが、歳入といたしましては、県の支出金が261万6,000円、財産収入が36万6,000円、繰越金が703万1,000円、諸収入が75万4,000円、町債がマイナスの850万でございます。

歳出といたしましては、一般管理費、事務で201万6,000円、人権施策推進事業といたしまして692万6,000円、税務総務一般管理事務といたしまして410万6,000円ほかでございます。これは現在の人員配置に合わせた人件費の調整でございます。一般会計、特別会計を合わせた人件費総額の増減はございません。そのほかに賦課徴収事務で144万4,000円。これは確定申告等による還付金等の増額等でございます。介護保険といたしましてマイナス317万円。これは人件費分でございます。児童手当支給事務といたしまして6万4,000円。これは還付金であります。生活保護総務費といたしまして319万2,000円。これは人件費部分と生活保護のシステムが変わ

日南町第7回定例H30年9月7日

りましたので、これの補正追加であります。また、旨い野菜の里づくり事業といたしましてマイナスの811万3,000円。これは印賀トマト団地の事業主体の変更によるものでございます。山村振興対策といたしまして11万1,000円。これはイチイ荘のNHK受信料の増額によるものでございます。森林保全総合対策事業といたしまして493万4,000円。これは豪雨災害に伴う補助金の増額でございます。森林整備地域活動支援事業といたしまして6万4,000円。これは過年度の返還金であります。農道等の維持の事業といたしまして157万1,000円。これは亀山大橋点検等に対する委託料の増額であります。住宅管理事務といたしまして130万円。これは町営住宅の経年劣化による修繕であります。美術館管理事業といたしまして15万円。これは大山開山1300年の関連事業であります刀剣展に係る増額であります。

続きまして、タブレットの24ページでございます。議案第68号、平成30年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出にそれぞれ27万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ6億8,091万4,000円とするものでございます。

歳入といたしましては、県支出金がプラスの27万円。繰入金をマイナスの10万2,000円。繰越金を10万2,000円見ております。歳出といたしましては、平成30年度の法改正、元号改正等に伴うシステム改修委託料といたしまして27万円を補正するものでございます。

続きまして、タブレットの33ページ、議案第69号、平成30年度日南町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の補正予算でありまして、歳入歳出にそれぞれ825万円を追加し、総額をそれぞれ2億8,193万円とするものでございます。また、地方債の補正もでございます。

補正といたしましては、歳入といたしまして、繰入金を309万5,000円、繰越金を15万5,000円、町債を500万入れるものでございます。歳出といたしましては、簡易水道事業に係る冬期間の漏水及び還付金が多数生じたため、その増額補正が325万円、それから統合簡水に伴う委託料が500万円ということであります。

続きまして、タブレットの43ページ、議案第70号、平成30年度日南町介護保険特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出にそれぞれ317万円を追加し、歳入歳出の総額を10億2,210万円とするものでございます。

主な補正といたしましては、繰入金を減額するものでして、317万円を繰り入れます。歳出といたしましては、人件費でありまして、人事異動によりまして317万円を減額するものでございます。

以上、補正予算につきまして御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。なお、追加の説明のほうは総務課長等のほうからさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（村上 正広君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）失礼いたします。私のほうからは、今回の補正、一般会計の部分、若干補足をさせていただきます。一般会計の予算書、タブレット8ページのほうになりますけれども、地方債の補正を今回お願いするものです。

こちらにつきましては、起債の種類は過疎対策事業債でございます。従来予算3億8,460万円でございますけれども、今回、こちらを850万円減額して、3億7,610万円とするものでございます。

内容としましては、先ほど一般会計の概要説明のほうで町長が申しました中の、農業振興費、旨い野菜の里づくり事業の中のトマト団地の造成に係る事業が、今回、組み直しをした関係での減額となっております。この減額分の起債を減額をさせていただくものでございます。

そのほか、一般会計に係ります歳入の財源につきましても、それぞれ今回、補助事業でありますとか、そのほかの事業の入れかえによりまして、県支出金の増額、財産収入の増額、諸収入の増額、町債減額、そして、最終的に繰越金を700万円充当した財源充当とさせていただきます。よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（村上 正広君）これより各案に対する質疑を許します。

まず、議案第67号、平成30年度日南町一般会計補正予算（第6号）から質疑を行います。質疑は各課ごとにこれを許します。

初めに、タブレット55ページ上段、総務課について質疑を許します。

7番、久代安敏議員。

○議員（7番 久代 安敏君）総務課の補正予算の説明資料のページで、上段で人権センター、人権施策の補正が増額になっておりますけれども、現在、人権センターで何人職員が

日南町第7回定例H30年9月7日

働いておられるのかという点について確認をしておきたいと思います。

○議長（村上 正広君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）人権センターの職員ということでございますけども、本年4月から、人事異動によりまして館長も交代いたしておりますけども、副館長につきましてもこの春から役場の職員を配置をするということでございます。若干、人の入れかえ等は中途ございましたけども、副館長を職員に充てておりますし、生活相談員として従来からの職員さんに勤務いただいております。ということで、常勤3名体制ということで勤務いただいております。

○議長（村上 正広君）よろしいですか。

○議員（7番 久代 安敏君）はい。

○議長（村上 正広君）次に、55ページ下段から56ページ、住民課について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）次に、57ページから59ページ上段、福祉保健課について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）次に、59ページ下段、保育園について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）次に、60ページ上段、農業委員会について質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（村上 正広君）次に、60ページ下段から63ページ上段、農林課について質疑を許します。

3番、坪倉勝幸議員。

○議員（3番 坪倉 勝幸君）旨い野菜の里づくり、印賀のハウス団地ですけども、全額町費による補助金となっておりますけども、この町費、全くの自主財源のみでしょうか。その辺について説明をいただきたいと思います。

○議長（村上 正広君）久城農林課長。

○農林課長（久城 隆敏君）まず、この事業につきましては、当初、町のほうが造成をして、それから、いわゆるハウスにつきましてはファームイングさんに建てていただくという形で予算計上はさせていただいております。今回、ファームイングさんとお話をさせていただく中で造成につきましてもお願いをしましたところ、御快諾いただくことができました。したがって、いわゆる造成費用につきましては、町が補助金を出させていただく形で、これは全額町になります。ファームイングさんに事業実施主体となっていて造成をしていただいて、本年度中に予定しております13棟のうち6棟について、これについてはファームイングさんのほうでハウスを建設していただきます。そういったような形で、ファームイングさんのほうにハウスはそのまま建てていただいて、次年度以降、そこを農業研修生用のいわゆるリースハウスとして使用させていただくというものであります。（発言する者あり）

財源につきましては、用地造成につきましては全額町費で、それからあと、トマトハウスの建設につきましては、リースハウス事業を使います。したがって、ほぼほぼ3分の1ずつ、いわゆる県補助金が3分の1、それから町費のほうも3分の1、事業主負担が3分の1。対象外経費がありますので、若干事業主負担はふえますけれども、ほぼほぼ3分の1ずつという負担になります。

○議長（村上 正広君）3番、坪倉勝幸議員。

○議員（3番 坪倉 勝幸君）そういう説明でありますけども、造成工事ですね、基盤造成ですけども、例えば水田の汎用化の補助事業であったり園芸産地拡大事業っていうのは使えなかったわけですか。

○議長（村上 正広君）久城農林課長。

○農林課長（久城 隆敏君）使えなかったわけではありません。ただ、最終的に判断の考えといたしましては、町が実施するより事業主を、いわゆる民間主体でやっていただきまして、それが町の持ち出しが少なくなるという判断も一つにはございました。それで今回の減額補正につながるとのわけでありまして、当初予算で2,200万円、いわゆる用地造成の見えておりましたけども、それを1,358万7,000円という形で民間事業者のほうからお見積もりをいただきました。それで841万3,000円減額できるという判断もあり、このような形にさせていただきました。

○議長（村上 正広君）3番、坪倉勝幸議員。

日南町第7回定例H30年9月7日

○議員（3番 坪倉 勝幸君）先ほど言いました補助事業については、民間事業者のほう
がより使いやすいんじゃないですか。町が直接行う工事に対する水田の汎用化事業、園芸
産地拡大事業などについて。一般というか、農業者が行う事業のほうが県の補助金使いや
すいと思うんですけども、当初予算よりも減額になったからいいではないかということ
ではなくて、さらに工夫ができたんじゃないかと思えますけども、その辺の判断、検討につ
いて伺いたいと思えますし、総務課長も本当に財源をどう確保するかという点について、
どのように検討されましたでしょうか。

○議長（村上 正広君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）今回のこの事業費につきましては、減額分は過疎債減額させ
ていただいておりますけども、基本、過疎債を使わせていただくということでの財源を考
えております。

○議長（村上 正広君）増原町長。

○町長（増原 聡君）当初からこの建設につきましては、当初の予算で、町の部分につ
いては過疎債で考えておりました。今回、補助事業をとりましたので850万を減額した
わけですけど、他の部分の町が出す補助金につきましては、全額100パーということ
ではないですけども、そのほとんどを過疎債を充当しとるということで御理解をいただき
たいというふうに思っております。したがって、他の補助金をとりますと、今度、過
疎債が使えなくなりますので、既に過疎債で申請をしておりますので、減額という形で調
整をさせていただいたということでもありますので、一般財源ではありますけども、裏は、
当初の予算の中で組んでおいた過疎債ということでもあります。

○議長（村上 正広君）10番、古都勝人議員。

○議員（10番 古都 勝人君）課長の説明のところでもう一度確認しますが、13棟中6
棟を今年度ですか、7棟は次年度でしょうか。そこら辺もう一度確認いたします。

○議長（村上 正広君）久城農林課長。

○農林課長（久城 隆敏君）そのとおりです。ことし、これから、今、稲刈りをしておら
れるかちょっとまだわかりませんが、一番最初にそこを刈って、そこをいわゆる造成を
して、ことしじゅうに6棟ということになります。次年度に7棟で、次年度はさらに養液
土耕のシステムも導入されるということになっております。

○議長（村上 正広君）10番、古都勝人議員。

○議員（10番 古都 勝人君）説明の中で、研修生を入れるということですが、研修生が
入らなかったときの管理ですね、このあたりはどうなるのか。本来、あそこあたりは夫
婦で来てもらうという大きな目標があって、夫婦でおいでになった方も個人で別のところ
でやられたりという結果もあるわけですが、今回の6棟についてはどういう方を、研修生
ではありましようが、研修ハウスだけで、その後に、研修が終わった後にそこに定住され
るのか、定住といいますか、そこを使われるのかどうか、そういっためどについてはきょ
う現在でどのようにお考えになっとるかお聞かせください。

○議長（村上 正広君）久城農林課長。

○農林課長（久城 隆敏君）まず、基本的にはそこは全て研修生でという形で合意に至っ
ております。ただ、研修生がそこに行かないケースも当然出てくる、当然といいますか、
出てくるかもしれません。そのときには、いわゆるファームイングさんに使っていただく
ということにはなろうかと思えます。そこを使わない手はありませんので、それらにつき
まして、研修生が行かないときはファームイングさんに使っていただくという話をしてお
ります。

済みません、あと、それと、現在、そのまた横にある農地につきましてですけども、ま
だ確定ではありませんけれども、町内で既に生産を行っておられます方が大宮で新たに、
今のところを廃止して、大宮のほうでトマト生産を行いたいという計画がございます。そ
ういったような形で、隣のハウスは、まだ確定ではありませんけれども、そういうような、
今、協議がなされておるような状況であります。

○議長（村上 正広君）10番、古都勝人議員。

○議員（10番 古都 勝人君）そこが臆測を呼ぶ要素かも知れませんが、研修生が来な
ければ地元で活用すると。その場合に利用料あたりについてはどのようにお考えになっと
るかというのが1点。

町内で現在就農しておられる御夫婦の方がトマト団地構成のために大宮に移転したい、
私もうわさは聞いておりますけれども。しかしながら、償還等が終わってなくて、非常に
重複した借金をしなければ、恐らく大変だろうと思っとるわけですが、研修生OBに対す
るそういった部分での指導は、課としてどのようにお考えになっとるか、この2点をお伺

いたします。

○議長（村上 正広君）久城農林課長。

○農林課長（久城 隆敏君）まず、使わなかったときのリース料といいますか、につきましては、いわゆるその辺を平準化した形での検討をさせていただいておるところであります。基本的には、いわゆるもう毎年使わせてもらうような形で、町のほうとしましては農業研修生の確保に努めてまいりたいというふうに考えるところであります。

あと、今の、現在の元研修生で夫婦で大宮にという話につきましては、県を交えて、その辺のいわゆる資金計画も含めて協議しておるところでして、そのあたりがかえって首を絞めることになってはいけないので、その辺を十分配慮した形で協議にも町のほうも参加させていただいておるところであります。

○議長（村上 正広君）10番、古都勝人議員。

○議員（10番 古都 勝人君）研修生が入られた場合に、その研修生の指導は実質的にどなたがやられるのか。指導員、きょう現在の予測では指導員はトマトの専門家でもないと思っておりますけれども、そういったものを建設地のところで大々的にトマト生産しとられるわけですが、そういう方に委託されるのかどうか、そういったいわゆる骨子について若干お示しをいただきたい。

○議長（村上 正広君）久城農林課長。

○農林課長（久城 隆敏君）まず、基本的にはファームイングさんに御指導いただくということで考えております。まず、収量あたりでいいますと、ファームイングさんはもう断トツで日南町で1番であります。それはたくさん生産者がおられるからという形にはなってますけれども、そういったような形で、そのリーダー足る方に指導をお願いをして、了解をいただいておりますので、そのあたりについては指導体制も十分とれるというふうに思っております。

○議長（村上 正広君）3番、坪倉勝幸議員。

○議員（3番 坪倉 勝幸君）先ほどの古都議員とのやりとりの関連ですが、あくまでも研修生用のトマトハウスというふうにこだわられておりますけれども、本当にファームイングの事業としてこのハウスを建てていただいて、もちろん町は補助金出します、産業振興センターは、ファームイングに対していわゆる指定店方式、振興センターが研修生受け入れたら、ここにお願いますよという、例えば農協がゆきんこ村指定店という、あるいは日南葬祭センター指定店としてますけれども、そういう形でやったほうがファームイングのほうも経営的には楽なんじゃないか。先ほど、指導もファームイングをお願いをするというふうに言われました。町が行う研修生用のトマトハウスという認識ではなくて、あくまでも民間事業者に研修をお願いすると去年の施政方針で町長も言われましたけれども、私はそういう考えのほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（村上 正広君）増原町長。

○町長（増原 聡君）これも今、課長のほうが申しましたが、根本的には今、坪倉議員がおっしゃったような形で考えたいと思っております。ただ、ある程度研修生という立場をとらないと、いわゆる最初から全部給料をファームイングさんが払うということとはなかなか難しいというふうに思いますので、いわゆる1年間なり2年間なり研修生という立場をおいて、あそこでファームイングさんと一緒になって作業していただく、生産を学んでいただくというふうな形で考えたいというふうに思っておりますので、余りやぶをつついて蛇を出すではいけませんけれども、できればそういうふうな形で、今、林業のほうでは、例えば若手の林業者をそういうふうな形でやっておりますので、同じような形でできればというふうに思っております。

○議長（村上 正広君）3番、坪倉勝幸議員。

○議員（3番 坪倉 勝幸君）町長言われたとおりであります。私もファームイングで研修をという言い方しましたが、あくまでも振興センターの研修生として受け入れて、その研修先としてあの圃場を使っていただく、ファームイングから指導をいただくという形でいいと思いますので、そういう方向がいいのではないかなと思います。

○議長（村上 正広君）10番、古都勝人議員。

○議員（10番 古都 勝人君）そこら辺、私はどういう方法でもいいのかなとは思っておりますが、というのが、これまで研修生を預かってもらったトマト生産農家、研修生からも、町を介して指導をいただいたお礼も払ってあったという経過もあるわけですが、そういった方にそういう希望がなかったのかと。あるいは、印賀に団地化を目指して用地を、お寺の前ぐらまでトマトハウスにするんだという当初の計画の中で、団地ありきで来とるのか、そこが心配なんで、あるいはもう一つは、今の話で、研修生があの方に学びたい

日南町第7回定例H30年9月7日

というような希望があった場合にどうするかという、根本論ですね。最終的にいろいろな形に流れてきて、今の同僚議員の発言だったと思うんですが、これまでの研修制度の流れと今後の流れが変わってくるのであれば、思いを聞かせていただきたい。

○議長（村上 正広君）増原町長。

○町長（増原 聡君）先ほど3番議員さんの言われたのと同じに重なりますけども、根本的には、今言いますように、ファームイングで、そこがいいよということはそうであるし、また違う形で、違う場所のほうで自分は学びたい、また、土地も例えば購入して、新たに自分で建てたいという方については、それなりの研修先といいますか、委託先というのが同じようにあるというふうに思っております。いずれにしても、一番いいことは、たくさんの方が来ていただいて、いろんなことを考えていただければいいわけですけど、今の状況からいうと、毎年1人か2人というふうな状況でありますので、トマトがつくりたいというふうなことであれば、とりあえずいろんな形でお話をしながら、その方に合ったような、そして受け入れていただけるようなところも考えていきたいというふうに思っております。

○議長（村上 正広君）10番、古都勝人議員。

○議員（10番 古都 勝人君）わかりましたが、最後に1つ、農林課長、伺いますが、話が若干戻りますが、先ほど、夫婦で印賀団地に行きたいという方のいわゆる栽培形態と従前の、今やってる栽培形態は全く違うわけですけども、本人の希望とか、これからいろんなことがあって、成就するかどうかわかりませんが、栽培形態の違う状態で団地化していくという方針ですね、これについてどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（村上 正広君）久城農林課長。

○農林課長（久城 隆敏君）おっしゃるとおり、そのあたりにつきましても、今、ファームイングさんといろいろ話をしとられます。ファームイングさんもそれを受託されんと実現せん話だというふうに思いますので、そのあたりにつきましては、いわゆる協議の中に町のほうも入らせていただきまして、いい話に持っていければというふうに思っております。（発言する者あり）

○議長（村上 正広君）農林課ならいいですよ。（発言する者あり）

7番、久代安敏議員。

○議員（7番 久代 安敏君）同じページの、私は7月の豪雨災害で、30万円です。（「61ページ」と呼ぶ者あり）60、防除費ですね。いわゆる防除や肥料のかかり増しの経費の補助というふうに、作物の被害に対するというふうに思いますけども、対象面積が15ヘクタールで、実際にこの補助申請をされている件数ですよ、主な作物でよろしいので教えてください。

○議長（村上 正広君）久城農林課長。

○農林課長（久城 隆敏君）これはJAの生産部に取りまとめていただいとる数字でありますけども、ネギが4ヘクタール、トマトが5.8、それから、これは想定でありますけれども、町のほうで5.2、その他野菜というような形で考えております。15ヘクタールであります。

○議長（村上 正広君）7番、久代安敏議員。

○議員（7番 久代 安敏君）次のページ、62ページですか、森林保全総合対策事業の森林組合が4路線という項目があります。これについて、4路線の路線名を教えてください。

○議長（村上 正広君）久城農林課長。

○農林課長（久城 隆敏君）堂原奥5号線、それから中大倉5号線、若杉線、松ヶ峰線、この4路線であります。

○議長（村上 正広君）いいですか。

4番、荒木博議員。

○議員（4番 荒木 博君）農林課の林業アカデミーのところで、油の抜き取り代というのが5万円出ております。これは、工事はもう全部終わって完成したけど、追加で出た工事でしょうか。

○議長（村上 正広君）久城農林課長。

○農林課長（久城 隆敏君）これは古い暖房器具がまだ残っておりまして、今回これを取り外そうかどうか非常に悩んだところでありますけれども、相当経費がかかるというところで施設内に残したままにしております。ただ、その中に、いわゆる配管ですね、それらの中にこれぐらい処理費用がかかるということでお見積もりをいただきましたので、きれいにして、使わないにせよ、配管をクリーニングするという形での予算計上であ

ります。

○議長（村上 正広君）4番、荒木博議員。

○議員（4番 荒木 博君）そうすると、保育園のときに使ってた暖房器具がまだ残ってるということですか、撤去せずに。

○議長（村上 正広君）久城農林課長。

○農林課長（久城 隆敏君）仰せのとおりです。（「残ってる」と呼ぶ者あり）はい。

○議長（村上 正広君）4番、荒木博議員。

○議員（4番 荒木 博君）ということは、油だけではなくて、その機械の撤去と、それから……（発言する者あり）撤去しない、油だけ抜き取るということですか。わかりました、了解いたしました。

○議長（村上 正広君）いいですか、答弁。

○議員（4番 荒木 博君）いや、それで、もうちょっと。

○議長（村上 正広君）4番、荒木博議員。

○議員（4番 荒木 博君）油の抜き取りということになりますと、要するに危険物なわけですから、その業者というのはどこを指定されるわけですか。何社かありますよね、スタンドとか。

○議長（村上 正広君）久城農林課長。

○農林課長（久城 隆敏君）まだちょっとそこまでは決めておりません。これから見積もりもとって、金額が金額ですので入札とかまでは至りませんが、見積もりをとらせていただきまして、業者選定したいというふうに思います。

○議長（村上 正広君）4番、荒木博議員。

○議員（4番 荒木 博君）灯油ですから、普通、危険物ということになりますけど、使って、産廃なのかどうなのかも、それもわからないですけども、ただ抜き取って、その後の処理はどうする予定でしょうか。

○議長（村上 正広君）久城農林課長。

○農林課長（久城 隆敏君）廃棄処分まで含めての数字であります。

○議長（村上 正広君）よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（村上 正広君）次に、63ページ下段から64ページ、建設課について質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（村上 正広君）次に、65ページ、教育課について質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（村上 正広君）平成30年度日南町一般会計補正予算（第6号）について、質疑漏れがあればこれを許します。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）以上で議案第67号の質疑を終わります。

次に、タブレット66ページ上段、議案第68号、平成30年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）以上で議案第68号の質疑を終わります。

次に、タブレット66ページ下段から67ページ上段、議案第69号、平成30年度日南町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を許します。

8番、大西保議員。

○議員（8番 大西 保君）お聞きしたいのは、66ページの上段の、日野上・生山地区簡易水道の設計経費のことなんですが、橋梁の設定業務で、桜原橋と日南橋ですが、桜原橋は浄化センターのほうだと思うんですね。日南橋とは旧役場のところなんですが、この旧役場のところは、あそこにはフラットの公園がございます。あと、現在は住んでおられませんけども、1軒があるんですけども、現在1軒のあるところも水道は行っておるんでしょうか。まずその確認を。

○議長（村上 正広君）財原建設課長。

○建設課長（財原 積君）御指摘の日南橋の添架の部分になりますけれども、町道橋に添架してる場所がことしの冬の凍結で漏水をしたということで、現在のところ、仮設の管で通してます。その関係、本復旧に当たって、対岸側には消火栓等もありますので、そういったものを含めて、改めて設計と、日野川の上流にかかっていますので県への届け出、そういった書類をもろもろ含めた委託料ということで、現在のところは仮復旧ということで

水道のほうはしております。（発言する者あり）

○議長（村上 正広君）民家が1軒あるけども、民家には行っとるかどうかなという質問なんです。

○建設課長（財原 積君）契約につきましてはちょっと私のほうも詳細にはしてませんが、今使ってるのは、フラットの給水には使ってるということは認識しております。

○議長（村上 正広君）8番、大西保議員。

○議員（8番 大西 保君）実は、旧橋には配管が今回、2月のあれで破裂したんですけども、一昨年の大水出たときに、これちょっと個人的なことになるんですが、ある旅館さんがずっと何十年も温泉じゃなくて、冷泉ですね、使っておられるんです。それはワイヤで川岸から引っ張っておられて、それが大水で切れたということで、それは生山の、あるその地域の方はその水を無料で皆さん使っておられたんですけども、今度そこを渡すとなると、橋のほうから渡さないといけないようになるということで、現在使っておられません。どっから出るかっていうと、谷の上から出るんですけども、ずっと配管をされて、簡易的な配管だったんですけども、例えば今回の設計で、橋の横に新たにされるのであれば、細い管でもいいので……（発言する者あり）いや、それは個人の費用になる場合は、それを言っていたらいいんですけども、ついでにその施設の配管をできればなという思いがありまして、その設計も配管できるような、細い配管でいいので、そこさえ渡してもらえば、またその後は、そこまで引っ張る場合は別費用でやるとか、そういった検討ができるかどうかお願いしたいんですが、どうでしょうか。

○議長（村上 正広君）財原建設課長。

○建設課長（財原 積君）今御提案ありました件は、基本的には管理者が誰なのかっていうところで決まってくると思います。町は水道管の添架につきまして県とは再協議かけますし、お話がありました管は、従前は手続等をとっておられましたけども、今はそれが更新が切れてると思いますので、そのあたりで同時になるのかは、一緒には検討はしていきたくと思いますが、いずれにしても町の施設に今度は添架するということになりますので、県への許可、町への許可、そういったものが整理できれば検討の中には値するというふうには思います。

○議長（村上 正広君）4番、荒木博議員。

○議員（4番 荒木 博君）同じ質問ですが、旧役場の跡の日南橋のほうですね、あそこも凍結でパンクしたわけですけども、今、パンクした配管の口径と、今度配管しようとする口径をちょっと教えてください。よろしくお願いします。

○議長（村上 正広君）財原建設課長。

○建設課長（財原 積君）済みません、ちょっと詳細な図面を持って上がってなくて申しわけありませんが、添架ですので、水道管がありますので、最低でも50か75になってると思います。新たなものにつきましては、やはり消火栓の復旧というのが、生山地区は特にそういった点についてはこれまでも火災なりというのがありますので、せめて対岸までの消火栓の出口ということで確保したいというふうに考えております。ただ、従前の塩ビ管なり鉄管、そういったものは凍結に弱いということですので、この設計においてはポリエチレン管とかそういったもので、そういった対策がとれることができないのかなということを経験していきたくと思いますので、詳細につきましては、消火栓を確保する関係で設計する予定です。

○議長（村上 正広君）4番、荒木博議員。

○議員（4番 荒木 博君）対岸の旧役場跡ですが、消火栓が必要でしょうか。必要でないならば、口径の、例えば75なり100が通つとれば……（発言する者あり）通つとれば、その中にポリエチレン管を通せば、非常に簡単な工事で済むと思うんですが。

○議長（村上 正広君）財原建設課長。

○建設課長（財原 積君）先ほども言いましたように、生山につきましてはこれまで大きな火災が起こってます。そういった面でいけば、防災的にも必要な場所だと思いますし、ことしも盆行事であちらのほうで花火を上げられたり、そういったものに対しては、初動の消火なりというものに対しては消火栓はなるべく確保したいというふうに考えております。

○議長（村上 正広君）4番、荒木博議員。

○議員（4番 荒木 博君）消火栓を確保するということですが、仮に確保した場合に、実際に対岸でどのくらいの水を使うかと。だけん、いざ使うときに死に水を飲まないけんようにならへんですか。（発言する者あり）

○議長（村上 正広君）静かにしてください。発言中であります。

日南町第7回定例H30年9月7日

○議員（4番 荒木 博君）私が危惧しているのは、長い間使わなかった水を、例えばあそこの焼き肉をするときに飲まないけんような事態ができへんだらうかということ、じゃあ伺います。

○議長（村上 正広君）財原建設課長。

○建設課長（財原 積君）ことしの冬の凍結っていうのは、皆さんも御存じのように、マイナス15度を超える寒い日がありました。その関係で、橋梁に添架してる水道管、そんなに管径が細いわけじゃないんですけども、そういったものが凍って、凍結して破損する、これは今の日南橋と下流域の桜原橋、そういったところで起こってます。ただ、いずれにしてもその流末は、施設の的に水を使う量というのは、その管径に応じてはそれほどの使用量がありませんので、実質は強いポリエチレン管に変更しても、流末では水を循環させてやるというか、水を通水させてやるという処理が必要になるというふうに考えております。いずれにしても、その橋を渡った先で、一番管の流末で蛇口一つつけてでも通水をしておかないと、やはり凍結というのを防げないということで、そういったような、添架した橋梁管をかえるというのがありますが、凍結対策というのは全体を通して図っていきたいと、計画していききたいというふうに思っております。

○議長（村上 正広君）4番、荒木博議員。

○議員（4番 荒木 博君）これは確認ですが、下のせせらぎのほうの添架の管の口径は、消火栓があったですっけね、あそこに。（発言する者あり）いや、それをちょっと伺います。

○議長（村上 正広君）財原建設課長。

○建設課長（財原 積君）配管図までちょっと詳細に頭にありませんので、後ほど確認をして報告をさせていただきます。

○議長（村上 正広君）8番、大西保議員。

○議員（8番 大西 保君）生山の日南橋のところは旧役場があったということもありますけども、現在も空き家といいながら、ずっと管理はされておられますので、それであえて、個人のことになりますから、水道がどう使われてる、ちょっとわからないですけども、いつも管理はされてますし、先ほど消火栓の話もありましたように、先ほど焼き肉のこととかありましたけども、もし火が出れば、風が吹けば火の粉が飛んでくるということでもありますし、すぐ裏が山ですので、そういったことを考えて、やっぱり消火栓必要と思われそうですので……（発言する者あり）はい、と、私はそう思います。

もとに戻りますけども、せっかくきちっと新しい管ができるならば、そういったことも、私が最初に要望したことにつきましては御検討いただきたいという要望だけ言っておきますので、お願いします。

○議長（村上 正広君）質疑になってないわ。（発言する者あり）

10番、古都勝人議員。

○議員（10番 古都 勝人君）同一のところでございますけども、いわゆる設計業務ということで500万、2カ所、250万、ざっとですね。設計料が高くなったような気がいたしますけども、何か根拠がございますでしょうか。

○議長（村上 正広君）財原建設課長。

○建設課長（財原 積君）補正額を決定するに当たっては、専門の業者のほうから見積もりをとりあえず徴集しております。それをもとに、補正後には設計書を精査して、発注ということだと思っておりますので、この金額につきましては、業者からの見積書を1通いただいております。

○議長（村上 正広君）以上で議案第69号の質疑を終わります。

次に、タブレット67ページ下段、議案第70号、平成30年度日南町介護保険特別会計補正予算（第2号）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）以上で議案第70号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第67号から議案第70号の補正予算関係4議案は、審議の都合により、本日は質疑までにとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、議案第67号から議案第70号の本日の審議は、質疑までにとどめることに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたしたいと思えます。再開は10時20分といたします。

午前10時08分休憩

午前10時20分再開

○議長（村上 正広君）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

会議の再開でありますけども、先ほど答弁漏れがありましたので、財原建設課長のほうからお願いいたします。

財原建設課長。

○建設課長（財原 積君）先ほどの御質問の中に、橋梁の添架の改修についてという、関連した数字的なものを報告させていただきます。

最初に、旧役場の日南橋、ここの現在の添架の口径は75ミリが添架されております。対岸には、旧役場付近に地下式の消火栓の50ミリがあるということで、現在のところは管径を50に落として、この消火栓が使えるというふうに考えております。

もう一つ、下側の桜原橋、処理場やせせらぎに向かう方向の添架です。ここの現在の管径は50ミリです。改修も、同じ同径の50ミリということで、対岸のほうには、現在、消火栓はないということで確認させていただきました。

日程第7 報告第2号

○議長（村上 正広君）タブレットの68ページから77ページをお開きください。日程第7、報告第2号、平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率についてを議題といたします。

これについては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、報告が求められていますので、これを許します。

増原町長。

○町長（増原 聡君）議案ファイル68ページの報告第2号でございます。平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率についてであります。先ほど議長のほうから言われましたように、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、本議会に報告するものでございます。

まず、1番目に、平成29年度決算に基づく健全化判断比率でございますが、実質赤字比率、連結赤字比率につきましてはありません。また、実質公債費比率は制限が25%でありますけども、日南町は8.6%ということであります。将来負担比率もございません。

2番目に、平成29年度決算に基づく公営企業の資金不足比率でございますが、病院事業会計、簡易水道特別会計、集落排水事業特別会計、再生可能エネルギー発電事業特別会計、いずれにつきましても資金不足はございません。

また詳しくは若干説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（村上 正広君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）失礼いたします。ただいま町長のほうから報告がございました財政健全化法に基づくそれぞれの健全化判断比率、それと資金不足比率についての若干の説明をさせていただきます。

こちら、法に基づきまして毎年、決算翌年度に議会に報告をするというルールになっておるものでございますけども、先ほど町長からもありましたが、健全化判断比率につきましましては、4つの指標をパーセントで表示をしております。実質赤字比率、こちらにつきましましては黒字という結果になっておりますので数字は出てまいりません、マイナスの数字ということで。町長説明がありましたとおり、早期健全化判断になる基準が15%ということです。これを超しまして、いわゆる健全化段階になりますと20%という数字、これを超しますと、いわゆる財政再建団体という表現になってくるかと思っておりますけども、そういった段階に入っておりません。日南町の場合は黒字ということでございますので表示がございません。連結実質赤字比率、こちらは特別会計等も含めた連結の赤字比率ですけども、こちらにつきましても黒字決算でございますので、健全化段階の20%にはまだ十分間があるというふうな状況です。実質公債費比率につきましては実数が出ております。8.6%ということでございます。昨年度が、日南町が9.0%でしたので、若干状況はよくなっておるという数字だというふうに思っただけだと思います。こちらにつきましても健全化基準は25%、次の段階が35%というふうなランクづけになってございます。将来負担比率につきましてもマイナス数字でございますので実数は出てまいりません。

そして、2番目の資金不足比率につきましても、病院初め、各会計につきまして資金の不足がないということでございますので、こちら健全化基準は20%でありますけど

日南町第7回定例H30年9月7日

も、全てマイナス数字ということで、数字の計上はございません。

以上、この後、監査委員さんのほうからも監査の報告があろうかと思えますけども、いずれの指標についても健全な状況であるということで御報告をさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（村上 正広君）この報告について質疑があれば、これを許します。

〔質疑なし〕

○議長（村上 正広君）以上で報告第2号、平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率についての報告を終わります。

○議長（村上 正広君）次に、決算認定議案に入る前に執行部に申し入れをいたします。

今回、決算議会に指定管理に出してあるアイビレッジ株式会社、日南物産株式会社、両者から事業報告書が提出されておられません。決算後2カ月以内には提出される義務があるというぐあいに思っておりますので、速やかに提出をお願いをしていただくようにしていただきたいと思います。

日程第8 議案第71号 から 日程第16 議案第79号

○議長（村上 正広君）タブレットの78ページから、日程第8、議案第71号、平成29年度日南町一般会計決算認定について、日程第9、議案第72号、平成29年度日南町国民健康保険特別会計決算認定について、日程第10、議案第73号、平成29年度日南町簡易水道事業特別会計決算認定について、日程第11、議案第74号、平成29年度日南町農業集落排水事業特別会計決算認定について、日程第12、議案第75号、平成29年度日南町介護保険特別会計決算認定について、日程第13、議案第76号、平成29年度日南町介護サービス事業特別会計決算認定について、日程第14、議案第77号、平成29年度日南町後期高齢者医療特別会計決算認定について、日程第15、議案第78号、平成29年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計決算認定について、日程第16、議案第79号、平成29年度日南町病院事業会計決算認定について、以上、平成29年度決算認定の9議案を一括議題といたします。

各案につき、提案者から議案番号順に提案理由の説明を求めます。

増原町長。

○町長（増原 聡君）タブレット議案ファイル78ページ、議案第71号、平成29年度日南町一般会計決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度日南町一般会計歳入歳出決算を別冊により本議会の認定に付するものでございます。内容といたしましては、以下の決算認定9議案とも平成29年度決算書及び主要施策の成果、決算附属資料を参照いただきたいというふうに思っております。

続きまして、議案書ファイル79ページ、議案第72号、平成29年度日南町国民健康保険特別会計決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度日南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別冊により本議会の認定に付するものでございます。

続きまして、議案書ファイル80ページ、議案第73号、平成29年度日南町簡易水道事業特別会計決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度日南町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を別冊により本議会の認定に付するものでございます。

続きまして、議案書ファイル81ページ、議案第74号、平成29年度日南町農業集落排水事業特別会計決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度日南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別冊により本議会の認定に付するものでございます。

続きまして、議案書ファイル82ページ、議案第75号、平成29年度日南町介護保険特別会計決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度日南町介護保険特別会計歳入歳出決算を別冊により本議会の認定に付するものでございます。

続きまして、議案書ファイル83ページ、議案第76号、平成29年度日南町介護サービス事業特別会計決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度日南町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を別冊により本議会の認定に付するものでございます。

続きまして、議案書ファイル84ページ、議案第77号、平成29年度日南町後期高齢者医療特別会計決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成29

日南町第7回定例H30年9月7日

年度日南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊により本議会の認定に付するものでございます。

続きまして、議案書ファイル86ページ、議案第78号、平成29年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計歳入歳出決算を別冊により本議会の認定に付するものでございます。

続きまして、議案書ファイル86ページ、議案第79号、平成29年度日南町病院事業会計決算認定について。地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成29年度日南町病院事業会計決算を別冊により本議会の認定に付するものでございます。

以上、一般会計も含め、9議案につきまして、よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（村上 正広君）次に、花倉会計管理者。

○会計管理者（花倉 幸江君）それでは、私のほうから議案第71号から第78号につきまして、平成29年度決算書、主要施策の成果及び財産に関する調書で概要を申し上げます。

平成29年度は、住み続ける価値の高い、持続可能なまちづくりを目指し、さまざまな施策に取り組んだ1年でした。

お手元の冊子、主要施策の成果及び財産に関する調書の1ページ、2ページをごらんください。タブレットの調書では6ページです。会計別に歳入、歳出、差し引きの決算額を前年度と比較する形で記載しています。

一般会計は、歳入額71億57万8,000円、歳出額66億6,628万9,000円、歳入歳出の差し引き額は4億3,428万9,000円です。この4億3,428万9,000円には29年度から30年度へ繰り越しました事業に充当すべき財源1億4,788万9,000円が含まれていますので、実質の収支額は、その数字を引いた2億8,640万円となります。これにつきましては、決算書、一般会計の最後のページ、122ページに載っております実質収支に関する調書で数字のほうは御確認ください。

国民健康保険特別会計は、歳入額7億1,942万2,000円、歳出額7億1,931万9,000円、差し引き額は10万3,000円です。前年度との比較による歳出の減額要因は、国庫支出金の返還金の減が上げられます。

簡易水道事業特別会計は、歳入額3億7,900万3,000円、歳出額3億7,884万8,000円、差し引き額は15万5,000円です。前年度との比較による歳出の増額は、基金積立金、日野上・生山地区統合簡易水道事業費の増によるものです。

農業集落排水事業特別会計は、歳入額2億5,094万2,000円、歳出額2億4,373万円、差し引き額は721万2,000円です。基金積立金の増により、対前年度で増額となっています。

介護保険特別会計は、歳入額10億1,678万9,000円、歳出額9億6,944万1,000円、差し引き額は4,734万8,000円です。保険給付費が減となり、歳出額は対前年度で減額となっています。

介護サービス事業特別会計は、歳入歳出同額の1億2,496万2,000円、よって、差し引き額はゼロです。公債費の減により、対前年度で減額となっています。

後期高齢者医療特別会計は、歳入額9,046万8,000円、歳出額9,046万4,000円、差し引き額は4,000円です。

再生可能エネルギー発電事業特別会計は、歳入歳出同額の122万7,000円、よって、差し引き額はゼロとなります。

次に、調書5ページ、タブレットでは10ページをお開きください。一般会計の款別の予算、決算額を記載しています。まず、5、6ページが歳入です。一般会計歳入決算総額は71億57万8,000円で、前年度との比較で4億24万9,000円の増額となりました。款別で、1の町税の決算額は4億6,159万4,000円、対前年度で1,328万6,000円の増額となりました。個人住民税は給与所得、農業所得の増加により、固定資産税は若松水系小水力発電所分の増額により、また、軽自動車税は28年度の税制改正による軽四輪自動車の税率変更を要因として増額となっています。歳入の42.7%を占める9の地方交付税の決算額は30億2,726万7,000円です。普通交付税は基準財政需要額の算定に用いる人口の減少や単位費用の減額により約8,500万円の減額、また、特別交付税についても、全国的な災害の発生や生活保護費の算定がえなどの影響により約9,700万円の減額。交付税全体では、対前年度で1億

日南町第7回定例H30年9月7日

8, 163万1, 000円の減額となりました。13の国庫支出金、14の県支出金も対前年度で減額です。そして、19の諸収入は、対前年度で7億4, 786万4, 000円の増額の10億8, 183万2, 000円。これは、今後の地域医療を確保するために新設しました地域医療総合確保基金への積み立ての財源となる病院からの納付金8億円が増額要因と言えます。20の町債は、対前年度で2, 278万4, 000円増額の6億1, 148万4, 000円です。なお、その町債につきましては、17ページに一般会計の年度末現在高の状況을載せています。29年度末の起債現在高は60億5, 200万円で、その額を町民1人当たりになすと、約128万8, 000円となります。昨年度より少し増額となっております。

次に、調書の7、8ページ、歳出です。タブレットでは12ページです。一般会計歳出決算総額は66億6, 628万9, 000円で、前年度との比較で3億7, 795万1, 000円の増額となりました。その下、目的別で見ますと、2の総務費、3の民生費、6の農林水産業費、12の公債費を除き、各項目、対前年度で増額となっています。1の議会費は議会放送システムの改修、4の衛生費は繰り越し事業の新石見小水力発電所導水路復旧工事、地域医療総合確保基金への積み立て、7の商工費は交流人口の増加を目指す観光事業の推進や観光ウェブサイトの新設、10の教育費はスポーツ振興のための日南町体育館改築に向けた設計委託、また、日南町テニスコート駐車場舗装工事など、11の災害復旧費は、台風18号、21号の災害復旧事業の測量設計委託を要因として増額しています。

なお、歳出はほかに性質別という分類の仕方があります。人件費、扶助費、公債費の義務的経費、普通建設事業費、災害復旧事業費の投資的経費、物件費、維持補修費、補助費、積立金などのその他の経費の3区分となります。これにつきましては、29年度の説明資料というところに載っております。また後で確認していただけたらと思いますが、29年度は、義務的経費、投資的経費は減額となっておりますが、積立金の関係で、その他の経費というものが増額となっています。

日南町の財政力の強弱をあらわす財政力指数を調書の12ページ、タブレットでは16ページ、地方交付税の推移一覧表の一番右側の欄に載せています。指数は、一覧表にあります基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3カ年の平均値で、29年度は0.149%です。わずかですが、ポイントが上がっています。

基金につきましては、調書の最後のページ、273ページ、タブレットでは278ページに記載しています。新規として、地域医療総合確保基金へ8億円、わかもの定住促進基金へ464万2, 000円、簡易水道基金、集落排水事業推進基金へそれぞれ5, 500万円の積み立てをしています。そして、財政調整基金では、効率的な運用をするため、島根県が発行しました20年の公募公債を額面1億円で購入しました。また、木下文庫基金は、条例の廃止により、基金の残高100万円を一般会計に繰り入れています。

最後に、29年度も法令の適用により町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、また、それに係る督促手数料、そして保育料につきまして滞納徴収金の不納欠損処分を行いました。金額につきましては、決算書の歳入の欄に計上しています。

以上、概要を説明いたしました。御審議いただき、各会計の決算について認定していただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（村上 正広君）次に、中曽病院事業管理者。

○病院事業管理者（中曽 森政君）そうしますと、平成29年度病院会計決算について、決算書ファイルにより説明させていただきたいと思ひます。

29年度の最終の収支決算は、純損益がマイナス501万円で、前年度に引き続いての赤字決算となりました。

決算書ファイル142ページをごらんいただきたいと思います。よろしいでしょうか。まず、収益的収支の決算についての状況ですが、病院事業収益は決算額10億8, 249万6, 000円で、前年度よりも2, 616万8, 000円の増加となりました。内訳は、医業収益が77万8, 000円の減、医業外収益が1, 693万1, 000円の増、介護サービス収益が1, 001万5, 000円の増となりました。主として、療養のショートステイ等の収益が伸びております。一方、病院事業費用においては、決算額10億8, 714万3, 000円で、前年度より611万6, 000円の減となっています。内訳は、医業費用が448万9, 000円の減、医業外費用が162万7, 000円の減となっています。

2ページ後のタブレット144ページ、損益計算書をごらんいただきたいと思います。が、介護、医業、サービス収益から医業費用を差し引いた医業損益はマイナス2億

日南町第7回定例H30年9月7日

3,651万7,000円で、昨年度比で1,414万8,000円好転しております。医業外損益については、合計でプラス2億3,150万6,000円となっていますので、合わせて501万円の純損失を計上するという決算になった次第です。

なお、下から3行目についてですが、前年度に8億円の利益処分を行いましたので、前年度繰越利益剰余金が8億減の結果、7億7,214万1,000円というふうになっております。

貸借対照表については、次ページ以降に記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

患者数の状況ですが、タブレットの156ページに記載しております。1日平均の入院・施設入所は51.7人と、前年度より0.7人増加しています。一方、外来・居宅介護部門は136.9人で、前年度より2.2人の減少となっています。

次に、タブレット142ページに戻りまして、資本的収支の決算についてですが、収入が1,570万円、支出が、医療確保総合対策基金の創設のための財源として一般会計へ繰り出した金額を8億円含んでおり、合計で9億3,998万3,000円となっています。収支不足額9億2,428万3,000円を留保資金で補填いたしました。

建設改良費の主なものは、会議室の防水改修工事257万円、医療機器として、生化学自動分析装置1,522万8,000円などです。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（村上 正広君）ここで、本町の監査委員から、平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率についての意見書、平成29年度各会計の決算審査の結果について報告を求めます。

藤森高善代表監査委員。

タブレットは100ページからとなります。

○代表監査委員（藤森 高善君）失礼します。監査委員の藤森です。私は、去る5月の8日の定例議会において承認され、就任いたしました。前任の石川さんは非常に行政マンとしての経験豊富、そして3期12年、監査としても非常に卓越した人でした。私は全く行政経験もないし、今まで定例監査など経験いたしましたけども、結構財政について専門用語など多々あって、ちょっと苦労した面がありましたですけども、私なりに、書店に出かけて専門用語買って、学生以来、本当に久しぶり、45年ぶりぐらいですか、勉強いたしました。ただ、まだ経験不足で発展途上の私ですが、向こう4年間、私なりに努力して任期を全うしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、タブレット100ページをお開きください。早速ですが、始めさせていただきます。

平成30年8月20日。日南町長、増原聡様。日南町監査委員、藤森高善。日南町監査委員、近藤仁志。地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成29年度の決算に基づく健全化判断比率において次のとおり意見書を提出する。

平成29年度日南町普通会計経営健全化審査意見書。

1、審査の概要。この経営健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

審査の結果。（1）総合意見。先ほど木下総務課長から説明がありましたですけども、一応報告します。審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

表ですが、1から4のそれぞれの比率を上げています。ごらんになってください。

2番目、個別意見。①の実質赤字比率について。平成29年度の実質収支は黒字であり、良好と認められます。

②番目、連結実質赤字比率について。平成29年度の連結実質収支は黒字であり、良好と認められます。

③番目、実質公債費比率について。平成29年度の実質公債費比率は8.6%となっており、良好な状態と認められます。ちなみに平成28年度が9%でした。0.4ポイント改善されました。

④番目の将来負担比率について。平成29年度の将来負担額は充当可能財源等を下回り、良好な状態と認められます。ちなみに平成28年度がマイナス129.7%で、29年度がマイナス164.9%でした。ということで良好と認められます。

3番目、是正改善を要する事項。特に指摘すべき事項はないが、さらに健全財政の運営に努力されたい。

日南町第7回定例H30年9月7日

次に行きます。日南町簡易水道事業特別会計経営健全化審査意見書です。
審査の概要。この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査いたしました。

審査の結果。審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した種類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

表ですけども、資金不足の比率です。資金が不足してないので数字が上がっておりません。

個別意見。資金不足比率について。平成29年度の資金収支は黒字となっており、良好な状態であると認められます。

是正改善を要する事項。さらなる経営努力を望みたい。

次に、農業集落排水事業特別会計に移ります。

これも資金不足が生じてませんので、数値は上がってません。

個別意見として、良好な状態であるというふうに思います。

3番目に、是正改善を要する事項。さらなる経営努力を望みたい。

次に行きます。平成29年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計経営健全化審査意見書です。

これも資金不足が生じておりませんので、数字が上がっておりません。したがって、良好な状態ということです。

是正改善を要する事項として、さらなる経営努力を望みたい。

次に行きます。平成29年度日南町病院事業会計経営健全化審査意見書。

これも資金不足が生じてませんので、数字が上がってません。したがって、良好な状態であると認められます。さらなる経営努力を望みたいというふうに思います。

次に行きます。平成29年度日南町一般会計、特別会計及び病院事業会計決算並びに基金運用状況審査意見書を申し上げたいと思います。

地方自治法第233条第2項、第241条第5項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、平成29年度日南町一般会計、特別会計及び病院事業会計の歳入歳出決算並びに基金運用状況について審査した結果、次のとおり意見書を提出する。

平成30年8月20日。日南町監査委員、藤森高善。日南町監査委員、近藤仁志。日南町長、増原聡様。

審査した決算及び帳簿、証書等。平成29年度日南町一般会計歳入歳出決算、平成29年度日南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成29年度日南町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、平成29年度日南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、平成29年度日南町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成29年度日南町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算、平成29年度日南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、平成29年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計歳入歳出決算、平成29年度日南町病院事業会計歳入歳出決算、上記各会計の歳入歳出決算事項別明細書、関係諸帳簿及び証拠書類、平成29年度日南町病院事業会計損益計算書、貸借対照表、剰余金計算書、関係諸帳簿及び証拠書類、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金の運用状況を示す書類。

審査の期間です。平成30年7月23日から8月20日まで。

事務審査は、7月23日、24日、25日、30日、31日、8月3日、9日、10日、16日、17日、20日と行いました。

それと現地調査なんですけども、8月6日と8月8日の10カ所行いました。ちなみに新石見小水力発電所、木材団地の選木機、生山定住団地、日南テニスコート駐車場等々、10カ所を2日間で歩きました。ちょっと暑くて大変ちょっと体にこたえて、特に近藤議員さんにおかれましては、大変だったなあというふうに思っております。

審査の方法。各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、損益計算書、貸借対照表及び剰余金計算書について関係各課長等から説明聴取などの方法により、計数の正確性、支出命令等との符合、収支の適法性等について審査いたしました。

また、財産に関する調書、基金の運用状況を示す書類については、適正な管理、運用がなされているかどうかを審査いたしました。

その審査の結果です。

一般会計、特別会計決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、損益計算書、貸借対照表及び剰余金計算書は、法令に準拠して作成されており、関係諸帳簿及

日南町第7回定例H30年9月7日

び証拠書類と照合した結果、決算計数は正確であり、執行は適正であることを確認いたしました。

2番目、財産に関する調書については、土地及び建物、山林、有価証券、出資による権利、物品、債権及び基金について、調書の計数と財産台帳、歳入原簿、備品台帳、預金証書等と照合検査した結果、計数はいずれも正確であると認められました。

基金の運用状況については、その計数は正確であり、基金条例に基づき、その目的に従って運用、管理されているのが認められました。

次に行きます。

決算の総括。平成29年度の決算規模は、次の表があるとおりであります。表については、項目別には申し上げませんので、見ていただきたいと思います。

一般会計と特別会計、病院事業会計を除きます、を合わせた決算額は、歳入で9億8,339万1,000円、歳出が9億9,428万円、前年度と比較すると、歳入で6億1,084万9,000円、歳出が5億4,203万6,000円の増額となっております。

また、翌年度に繰り越しされた額は、4億8,911万1,000円となっております。

2番目、一般会計の歳入決算の状況は、次の表のとおりであります。これもまたごらんになっていただきたいと思います。一般会計歳入決算額は、7億5,778,000円、前年度に比べて4億2,479,000円の増額となっております。これは主として、地方交付税、国庫支出金、繰入金、繰越金が減額になったものの、先ほど花倉会計管理者の説明がありましたですけれども、自動車取得税交付金、町債、町税及び諸収入等の増額によるものである。特に諸収入においては、地域医療総合確保基金を創設し、その積立基金8億円があったことによる大幅な増加でした。

歳入決算額を依存財源と自主財源で見ると、依存財源は4億9,470万9,000円、自主財源は2億5,586万9,000円で、前年度に比べて依存財源は2億5,599万1,000円の減額となり、自主財源は6億5,624万円の増額となっております。

構成比率は、依存財源率が69.6%、自主財源率は30.4%、前年度に比べ、比較して自主財源が8ポイント増加していました。

一般会計の歳出決算の状況は、次の表のとおりであります。目的別に上げてますので、これもごらんになっていただければと思います。

前年度に比べて議会費、衛生費、商工費、教育費、災害復旧費などが増加し、総務費、民生費、農林水産業費及び公債費が減少し、歳出合計は前年度に比べて3億7,795万1,000円の増額となりました。特に、衛生費が7億8,494万2,000円増加したのは、地域医療総合確保基金への積み立て8億円が影響しています。

歳出の構成比を見ると、衛生費が28.6%を占め、次いで民生費が17%を占めています。翌年度への繰越明許費は、町造林事業、道路維持管理事業、道路新設改良事業、社会体育施設管理運営事務、公共土木施設災害復旧事業などで1億1,694万4,000円となっております。

特別会計の決算状況は次のとおりで、7つの会計を上げています。特別会計合計の予算現額2億6,840万2,000円に対する決算総額は2億5,281万3,000円、歳出2億2,799万1,000円で、歳入歳出差し引き額は、5,482万2,000円です。前年度と比較すると、歳入は2億1,060万、歳出では1億6,408万5,000円となっております。

翌年度への繰越明許費は、簡易水道事業特別会計が1,110万円となっております。

日南町病院事業会計は、損益において収益的収入額が1億7,999万6,000円、収益的支出額1億8,500万6,000円で、当年度純損益はマイナス501万円、ちなみに前年度が3,748万2,000円となり、前年度繰越利益剰余金7億7,214万1,000円を合わせて、当年度未処分利益剰余金は7億6,713万1,000円となっております。

次に行きます。町税等の収入未済額状況、これは一般会計と特別会計に分けてありますので、ごらんになっていただけたらと思います。収入未済額の合計は、一般会計

3,113万9,442円、特別会計1,686万7,038円、合計で4,800万6,480円となり、前年度より297万5,059円減少いたしました。

日南病院事業会計の患者負担未収金は789万3,432円あり、前年度より18万7,250円減少しました。

以上、各会計の決算を審査した内容から、私たち2人の監査員の若干の意見を述べておきたいと思います。

1番目、未収金の徴収について。

一般会計及び特別会計の未収金の総額は4,800万6,000円となり、前年度の5,098万1,000円と比較して297万5,000円減少しています。前年度に一時的に発生した総務管理費手数料の未収金241万7,000円と今年度の不納欠損処分額263万1,000円を計算に入れると、実質的には未収金が207万3,000円ふえていることがわかりました。

また、前年度にはなかった水道施設負担金・下水道負担金に新たな未収金の発生も見られました。年4回未収金取り組み会議を開催されているというふうに報告がありましたですが、簡易水道事業特別会計、水道使用料については、滞納者への給水停止予告の通知や給水停止の措置により、収納率の向上の成果があらわれたという報告がありました。

しかしながら、他の会計については、実効性のある対応策が見えてきません。

滞納者が存在することは、誠実に納税の義務を果たす多くの納税者の公平感を阻害しかねない。日々の電話や戸別訪問による徴収はもとより、催告強化月間を設定し、集中的に滞納整理を行う手法や、徴収困難案件については弁護士など外部の専門家の活用なども検討され、さらなる未収金の解消に取り組んでいただきたいと思います。

2番目、生山定住促進団地について。

この事業は、平成28年度に整備し、翌年の29年4月から募集した8区画のこの生山定住促進団地は、4区画の契約者がありました。そしてそれぞれの家が新築され、居住し、一定の成果が見られました。ただ、残りの4区画については、いまだ契約に至ってません。

安価な借地料を経て、最終的には宅地が取得できる、自分のものになる、しかも最高200万円の建築補助金、同居の子供の加算額の最高50万円など非常に有利な助成事業であります。その魅力が町民やI・J・Uターン希望者に十分伝わってないだろうと思います。この情報を町のホームページのトップページに掲載する、ケーブルテレビに定期的に放送する、あるいは東京や大阪で開催される移住相談会の移住パンフレットに掲載するなどして、早期に住宅が建設されて、にぎわいのあるまちづくりに貢献するようにしていただきたい。

しかも、来年の秋には消費税8%から10%の導入も予定されてます。建築費用は非常に高額なために、わずか2%でも非常に大きな負担となる可能性がありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ちなみに、今から17年前に平成13年度霞ニュータウン10区画の町が造成して販売しました。3年後にはその10区画全て売り尽くしました。坪4万円の非常に、結構この条件に比べれば結構高い条件なんですけども、あれから大分年月がたちますけども、時代背景も変わってきただろうと思いますけども、ぜひとも残りの4区画を売って、にぎわいのまちづくりにしたい、貢献したいなというふうに思います。

3番目、新石見小水力発電所について。

平成25年度から始まった新石見小水力発電所建設事業は、平成27年度に完成したものの、平成28年1月に大雪により水路から水があふれ出し水路が崩壊、それが原因で土砂が流失して大きな災害が発生いたしました。その災害復旧工事や水路更新に2年も時間を費やし、稼働が大幅におくれています。今動かせば、売電収入が年間2,300万円も見込まれ、本体工事は2億6,000万円、復旧工事に1億400万という大きな投資を考えれば、一刻も早い稼働が求められています。既に稼働している新日野上小水力発電所と石見東太陽光発電所を合わせると、この新石見小水力、この3つを合わせると、町内の一般家庭のほぼ半分を賄う発電量が得られます。自然に優しい再生可能エネルギーを使う住みよい日南町として、このことを町内外に発信していただきたいと思います。

4番目、会計事務処理の徹底について。

支払い事務の正確性、迅速性については以前からたびたび指摘していますが、いまだに支払い遅延が後を絶たない。平成29年度も浄化槽の法定検査料、農業集落排水処理施設設備修繕料、林道管理委託料などの単純な支払い遅延、農業後継者育成対策事業においては、担当者の制度の理解不足による振り込み処理の遅延などが発生し、施工業者並びに町民の方々に多大なる迷惑をかけると同時に、行政に対して信用失墜につながりかねない事案が発生しています。会計事務の重要性についての認識の低下を疑わざるを得ない。徹底した再発防止策を講じるように求めたい。

5番目、繰越明許費の扱いについて。

日南町第7回定例H30年9月7日

地方公共団体の予算は、会計年度独立の原則によって、翌年度に繰り越して使用することができない。しかし、特別な事情によって年度内に完了できない場合のみ、原則の例外として議会の議決を経て翌年度に繰り越し支出できるものとして、繰越明許費が設けてあります。簡易水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計において、平成28年度繰越明許がされた公営会計システム整備委託料が、このたびの決算に全額が不用額となっていました。整備方針が決定せず、委託すべき仕様書ができてなかったのが大きな要因で、平成31年4月に公営企業会計運用開始予定を控え、平成30年度会計移行事務予算の中に組み入れ、準備を進めているという説明でありました。繰越明許費は、例外的に許された支出であること、次年度に必ず執行すべき予算であることをいま一度確認されたい。以上、この5点を意見書として上げさせていただきました。

これとは別に、口頭による意見を4点ほど申し上げました。これについては口頭ですので今申し上げません。

ということで、説明を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（村上 正広君）ただいまの報告に質疑があれば、これを許します。

7番、久代安敏議員。

○議員（7番 久代 安敏君）丁寧な監査報告ありがとうございました。連日の監査お疲れさまでした。

ちょっと1点、ずっと収入未済のことが冒頭に監査報告の中でいつも問題に上げられます。今回も一般会計関係が149万8,000円、ごめんなさい、不納欠損処理です。不納欠損処理の問題、一般会計合計が149万8,000円と特別会計で113万2,000円を不納欠損処理されたと、一般企業でいえばいわゆる貸倒引当金の中から回収できないということで処理される、行政特有の制度なんですけども、不納欠損が、どのように全体、不納欠損処理をされた会計者、相手があるわけですよ、不納欠損した、それについて監査委員の藤森監査委員はどのように感じたのか、その点を1点お聞かせ願いたいと思います。

○議長（村上 正広君）藤森監査委員。

○代表監査委員（藤森 高善君）この不納欠損処理額263万1,000円ですよ。一応説明がありましたんですけども、内容については結構、死亡されたとか、県外の遠いところに出られたとか、そういう方々というふうに思っております。ほとんど9割方、ほとんどの方が、やっぱりいたし方ないなという部分もあります。あったというふうに思っています。

○議長（村上 正広君）感想はいたし方なかったということですか。

○代表監査委員（藤森 高善君）はい。

○議長（村上 正広君）7番、久代安敏議員。

○議員（7番 久代 安敏君）執行部に聞けばいいようなことなのかもしれませんが、あえて、新しく監査委員になられて、率直に言って、既に亡くなられたとか、今、9割の方が町外だと、中には亡くなられた方がおられると、そういう事態になるまで滞納をしとった実態についても、あえて監査委員に、本当に回収の仕方まで触れておられますけども、個々面接の機会をふやして、それ以前に回収できはしなかったかという点について感想をお聞かせください。

○議長（村上 正広君）藤森監査委員。

○代表監査委員（藤森 高善君）監査委員になってほんと、わずか4カ月ぐらいですか、この不納欠損処理自体、本当は全く知らなかったわけです。担当者からそういう県外とから亡くなられたっていう説明を受けましたんですけども、今後は、当然ながら自分がこれから先4年間監査という立場になるわけで、やっぱり今、久代議員が言われたように、そういうふうになるまでに処理をすると、亡くなられる前というか、一刻も早く手を打つと。結果はどうであれ、そのままにするのではなく、そのままにはしないだろうとは思いますが、やっぱり監査意見として、回収の強化月間、商工会とかそういう自分の事業してる体験上の言葉なんですけども、ただただするわけではなくして、集中的に期間を設けて、そういう人らに説得なり、電話なり、催促行為をするなりというふうに今後は当たっていただきたいなというふうに思います。

○議長（村上 正広君）2番、山本芳昭議員。

○議員（2番 山本 芳昭君）藤森代表監査委員には、長期にわたって、そして初めてということで、決算監査大変お疲れさまでした。

監査委員さんというわけではなくて、この監査委員の意見にあります、繰越明許費の件について、課長さんのほうが適当かもわかりませんけれども、2年間にわたって使われな

日南町第7回定例H30年9月7日

かったということで、これはペナルティーというものはあるのでしょうか。繰越明許費についてちょっと説明をしていただきたいと思います。

○議長（村上 正広君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）繰越明許といいますのが、皆さん御存じのとおり、翌年に繰り越して、翌年度事業実施をするということで議会の議決をいただいて、予算を次の年に送るものでございますけども、繰り越した上で、再度の繰り越しはできないというルールになっております。ただし、繰り越した予算が執行できないということはありません。それに対してのペナルティーというものは、特になくは思っております。

ただし、実施をするということで予算をとっておいたものが2年間実施されないということは、事情も含めて、どうしてもだったかということは、やはり議論しないといけないと思いますし、今回事務についても若干触れていただいておりますけども、委託の仕様が決定しない、方針が決定しないままの予算化であったというところで、予算化にどうだったか、ただし、期限が決まった方針の中で動かざるを得ないという状況もあったということ、本年度については既に動き始めて、来年度スタートに向けて今、鋭意事業を進めておるところでございますので、そういったところを御理解いただきながらというふうに思っております。よろしく願います。

○議長（村上 正広君）2番、山本芳昭議員。

○議員（2番 山本 芳昭君）大変貴重な監査意見を上げていただきましたので、議会としてもこの決算審査ということが始まります。このことについてもまた再度、審査をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（村上 正広君）特によろしいですね。

8番、大西保議員。

○議員（8番 大西 保君）藤森代表監査委員様、お疲れさまでございました。いろいろ熱意が伝わってまいりました。

代表監査委員さんの4番目の項目の会計事務処理の件なんですけど、昨年も上がっておりましたし、藤森代表監査委員まだ4カ月なんです、いいんですけども、これは会計管理者に聞いたほうがいいかわかりませんが、やはり違算であるとか、一般的には違算という言葉とか遅延とかいう形になりますので、件数的に1年間に何件くらい出てるのか、それから課単位に何件くらい出ているのか、そのような数字を管理はされておるのでしょうか。

○議長（村上 正広君）花倉会計管理者。

○会計管理者（花倉 幸江君）失礼します。課単位とか数字を改めて集計はしてないのが実情ではありますが、その都度その都度、遅延のものにつきましては、担当者のほうに私のほうから言葉はかけております。そのことにつきまして、監査を受ける、監査事務局にも報告いたしまして、また改めてそれぞれの課のほうに報告を、言葉をもらいますので、また報告をしているのが実態であります。

○議長（村上 正広君）8番、大西保議員。

○議員（8番 大西 保君）実は、やはり遅延とかいろいろなことによって、物すごいロス時間ですか、発生すると思うんですね。やはりそれはチェックして、何件、毎月出てるのかということをやっている、改善活動、1年間でこんだけ減ったよと、例えば昨年は100件あったけども、ことしは80件になったとかいうことで、これ、いろんな町民の方とか施工業者、また庁舎内の改善活動になりますので、管理されたいかがでしょう。そのような数字を管理して改善していくということについてはどうでしょうか。

○議長（村上 正広君）花倉会計管理者。

○会計管理者（花倉 幸江君）改めてこちらのほうで遅延の防止策ということも言われておりますので、確認して、その辺は検討していきたいとは思っております。

○議長（村上 正広君）以上で決算審査の報告を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第71号から議案第79号までの決算認定関係9議案は、審議の都合により、本日は提案説明までにとどめたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、議案第71号から議案第79号までの本日の審議は、提案説明までにとどめることに決定をいたしました。

日程第17 発議第6号

○議長（村上 正広君）タブレット追加議案書その1ファイルをお開きください。日程第
ページ(23)

日南町第7回定例H30年9月7日

17号、発議第6号、鳥取銀行生山支店移転の見直しを求める要望書提出についてを議題といたします。

本案につき、提案者から趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長、古都勝人議員。

○議会運営委員会委員長（古都 勝人君）

発議第6号

鳥取銀行生山支店移転の見直しを求める要望書提出について
上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出する。

平成30年9月7日

日南町議会 議会運営委員会
委員長 古都 勝 人

鳥取銀行生山支店移転の見直しを求める要望書（案）

去る8月29日、鳥取銀行生山支店を根雨支店の店舗内に移転する店舗再整備の実施の発表がありましたが、「寝耳に水」であり、町民はもとより日南町議会も困惑しております。

御承知のとおり、日南町は高齢化率が50%を超えており、現金自動預け払い機（ATM）の操作もままならず、窓口が廃止され機械での操作を余儀なくされることに大きな不安があります。また、窓口は振り込め詐欺防止の役割もあり、高齢者が安心して預貯金をするためには対面での対応が必要であると考えます。

銀行業界の競争や経営は厳しく、経営改善の一環として理解できる面もありますが、商工業者をはじめとする地域経済への影響、安心安全な町民生活の維持などを考慮し、身近な地方銀行としての社会的責任を果たしていただきたい。

よって、日南町議会は株式会社鳥取銀行に対し、生山支店移転の決定の見直しをしていただき、日南町内での窓口業務の継続を強く要望します。

平成30年9月7日

鳥取県日野郡日南町議会

（提出先）

株式会社 鳥取銀行 頭取 平 井 耕 司 様
株式会社 鳥取銀行 生山支店長 吉 澤 賢 司 様

以上であります。

○議長（村上 正広君）これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

日程第17、発議第6号、鳥取銀行生山支店移転の見直しを求める要望書提出についての討論を許します。

〔討論なし〕

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第6号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（村上 正広君）以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって会議を閉じ、散会とすることに決定いたしました。

つきましては、9月10日の本会議は別に通知をいたしませんので、定刻までに御参集いただきますようお願いいたします。

本日はこれで散会いたします。長時間お疲れさまでございました。

午前11時40分散会

